

(仮称) 宇治市第3次人権教育・啓発推進計画の策定について

「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」の計画期間が令和7年度で終了するため、下記のとおり次期計画の策定作業を進めていますので報告いたします。

1 計画の位置付け

- ・宇治市第6次総合計画に掲げる「市民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまち」の実現に向けた、人権教育・啓発に関する施策の基本方針
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく人権教育・啓発に関する基本方針
- ・上記の基本方針とともに今後実施する施策の方向性を示すもの

2 計画期間

令和8年度から令和17年度まで（10年間）

※計画期間内においても、必要に応じて見直し

3 策定のポイント

- (1) 現計画策定以降の社会状況や市民意識の変化等に伴い、施策体系に、個別の人権課題と密接かつ横断的に関連するテーマとして「課題横断的な人権課題」を新たに設定〔インターネット上の人権侵害／個人情報の保護／人権尊重の就労環境／自殺対策の推進／災害時の配慮〕・・・資料1
- (2) 「人権三法」「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）の考え方を反映
- (3) 施策の推進にあたり、啓発手法や推進体制の見直し

4 今後の予定

令和7年12月 初案を常任委員会報告

報告後、パブリックコメントを実施

令和8年 2月 最終案・パブリックコメント結果を常任委員会報告

令和8年 3月 次期計画策定